

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	不法投棄対策事業
-----	----------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	● 実施(補助)期間 自 継続 ～ 至

担当部	環境下水道部	担当課	生活環境課
担当係	廃棄物対策係	内線	2385 課 No. 45020
関係課			

総合計画				基本計画の政策目標 (平成16年度→22年度)			
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり		○ごみ減量化目標(1人1日当たりの総排出量)	1,068g → 900g		
	節名	第1節 自然と社会が調和した環境づくり					
	細節名	第2 廃棄物の減量と処理					
	施策名	②不法投棄の防止	該当ページ			87ページ	
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン				○資源回収率(廃棄物の量に占める資源回収の割合:重量比)	12.4% → 20%		
事業区分				新規	継続	● 施策No.	21-02-02

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
市民・事業者・行政が一体となって、廃棄物の排出抑制、再利用の促進、適正な処理により、ごみを少なくする習慣やシステムづくりを進め、ごみのないごみゼロ(ゼロ・ウェイスト)社会をめざすとともに、不法投棄のない、自然環境の保たれた環境づくりを進める。	・年々増加する不法投棄の防止対策として、多発地帯に防止看板を設置 ・不法投棄された家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷庫、エアコン)及び家庭系廃パソコンの処理 ・不法投棄物及び不法投棄車両等の撤去及び処分 ・不法投棄物廃タイヤ撤去事業	・年々増加する不法投棄の防止対策として、多発地帯に防止看板を設置 ・不法投棄された家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷庫、エアコン)及び家庭系廃パソコンの処理 ・不法投棄物及び不法投棄車両等の撤去及び処分 ・不法投棄物廃タイヤ撤去事業	・年々増加する不法投棄の防止対策として、多発地帯に防止看板を設置 ・不法投棄された家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷庫、エアコン)及び家庭系廃パソコンの処理 ・不法投棄物及び不法投棄車両等の撤去及び処分 ・不法投棄物廃タイヤ撤去事業	・年々増加する不法投棄の防止対策として、多発地帯に防止看板を設置 ・不法投棄された家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷庫、エアコン)及び家庭系廃パソコンの処理 ・不法投棄物及び不法投棄車両等の撤去及び処分		(注1) 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。 (注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。
事業の概要	・不法投棄啓発看板作成・収集車両増上 ・家電リサイクル法対象不法投棄物再商品化料金負担処理 ・不法投棄対策処理					
事業の対象者(交付先)	すべての市民					
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	52	57	43	42	194	
財源内訳(インット)	一般財源	13	2	1	1	17
国庫支出金						
県支出金	9	10	7	7	33	
起債()						
その他()	30	45	35	34	144	